

令和 2 年 第 1 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 2 年 1 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

令和2年第1回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 令和2年1月17日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時30分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 池谷光二(教育長) 比留間 雅 和

杉原 栄 子 潮 美 和

大野 順 布

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 田代 篤 学校教育担当部長 高橋 良友

指導担当参事 勝山 朗 教育総務課長 井上 幸三

教育施設担当課長 指田 光春 学校給食課長 矢野 喜之

防災食育センター整備担当課長 児玉 眞一 文化振興課長 中村 顕治

スポーツ振興課長 前原 光智 図書館長 三條 博美

指導主事 加藤 由裕 指導主事 石井 和成

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 市場 直樹

吉野恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第1号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第2号 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第3号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第4号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第5号 武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第6号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出について
- 10 議案第7号 令和2年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について
- 11 協議事項 令和元年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞（案）について
- 12 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和2年第1回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和元年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和元年度教育関係表彰者等一覧について御報告をさせていただきます。

初めに、令和元年度東京都教育委員会職員表彰について御報告申し上げます。

まず、個人表彰の教職員（立志賞）でございますが、小中一貫校大南学園第七小学校の吉村康佑栄養教諭が食育の推進に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

次に、個人表彰の教職員の分野でございます。第八小学校の椎野祐史主幹教諭が算数科教育の推進を軸とした学校運営の充実に係る功績が認められ、また雷塚小学校の吉岡明子指導教諭が特別支援教育コーディネーターとしての学校経営への貢献に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

個人表彰の管理職の分野でございますが、第三小学校の前川潤校長先生が学校経営に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

次に、団体表彰の分野でございますが、第三中学校がN I E教育の推進に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

表彰につきましては、令和2年2月13日の予定となっております。

また、今年度の東京都教育委員会職員表彰の全体の表彰者数でございますが、個人表彰の小・中学校教職員の立志賞につきましては15名、個人表彰の小・中学校教職員につきましては36名、小・中学校管理職につきましては57名、団体表彰につきましては小・中学校合わせて15団体となっております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。

令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰について御報告申し上げます。

まず、雷塚小学校の新田智也教諭が、学習指導において特に顕著な成果を上げたことが認められ、表彰されました。次に雷塚小学校の星野亮平教諭が、特別支援教育において特に顕

著な成果を上げたことが認められ、表彰されました。次に第五中学校の佐野貴宏主幹教諭が、学習指導において特に顕著な成果を上げたことが認められ、表彰されました。

なお、表彰式は令和2年1月14日に行われました。

それぞれの功績はお手元の資料のとおりでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 続きます、2点目でございます。

令和2年成人式の開催結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、令和2年成人式の開催結果について御報告させていただきます。

令和2年成人式は、1月13日成人の日に、さくらホール大ホールで実施いたしました。

対象の方は、平成11年4月2日生まれから平成12年4月1日生まれまでの方、724人で行いました。

対象者724人に対しまして511人の出席があり、出席率は70.6%で行いました。

内容につきましては、午前11時から式典を行った後、武蔵村山ウィンドアンサンブルと武蔵村山少年少女合唱団による音楽演奏と恩師からのビデオレターのアトラクションを挙行いたしました。

記念品は、村山大島紬の印鑑ケースを配布いたしました。

教育長をはじめ、教育委員の皆様には、主催者として御出席いただきまして大変ありがとうございました。

御報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きます、3点目でございます。

中藤地区会館及び中藤地区図書館の臨時休館についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、中藤地区会館及び中藤地区図書館の臨時休館について、文化振興課と図書館を代表いたしまして、文化振興課から御報告いたします。

中藤地区会館及び中藤地区図書館につきましては、施設の電気設備の修繕を実施することに伴い停電となることから、令和2年2月23日日曜日に臨時に休館することといたしましたので、お知らせいたします。

市民への周知につきましては、市報、市ホームページ等でお知らせする他、当該建物内に掲示を行うこととしております。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、4点目でございます。

第47回武蔵村山市民駅伝競走大会の開催結果についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、第47回武蔵村山市民駅伝競走大会について御報告させていただきます。

12月8日日曜日に開催をいたしました本大会につきましては、姉妹都市長野県栄村から2チーム、横田基地から4チームの特別参加チームを加え、140チームが参加をいたしました。市内小学校、中学校からも教職員チームを含め75チームの参加をいただいたところでございます。

3部門で大会新記録、そして10個の区間新記録、1個の区間タイ記録も記録された大会でございました。

また、本大会から小学生の部を新たに小学生男子の部、小学生女子の部に分け実施したことから、それぞれの部の優勝チーム及び各区分で区間賞となった選手の記録は、大会記録となりました。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、御多用の中、開会宣言、表彰式に御出席をいただき、また沿道にて選手への応援もいただき、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、5点目でございます。

令和元年度東久留米市・武蔵村山市広域連携活動事業ハンドボールフェスティバルの開催結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、令和元年度東久留米市・武蔵村山市広域連携活動事業ハンドボールフェスティバルの開催結果について御報告させていただきます。

本事業は、ハンドボールの盛んな東久留米市と武蔵村山市が連携し、両市体育協会の主管により平成29年度から実施をしている事業でございますが、令和元年度は6月30日、日曜日に武蔵村山市総合体育館においてハンドボールフェスティバルを開催したところでございます。

フェスティバルでは、実業団チームのHC名古屋と筑波大学女子ハンドボール部によるエキシビジョンマッチや、両市の児童・生徒による対抗戦などが行われました。

当日は、観客等を含め1,301人が来場し、そのうち本市の児童・生徒が101人、東久留米市の児童・生徒は113人が参加をしたところでございます。

また、5月から11月にかけて東久留米市と武蔵村山市の各会場では、ナショナルトレーニングアカデミー委員長の尾石智洋氏を講師にお招きして、小学生、中学生、高校生以上を対象としたハンドボール教室を開催いたしました。武蔵村山市では、総合体育館で行った3教室に120人の参加があったところでございます。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、御多用の中、フェスティバルに御出席をいただき、ありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

6点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

いかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 資料2の成人式についてです。

式典の後にウィンドアンサンブルと少年少女合唱団の合唱があったのですが、大変新成人たちが卒業式に親しんだなつかしい曲の演奏や合唱ですごくよかったと思いました。また恩師からのビデオレターも先生方のメッセージが感動的で、新成人が喜んでいる様子が分かってよかったと思いました。

休憩時間に新成人の皆さんが恩師に会いに来て、近況を報告し合い、親交を深めている場

面がすごく心に残りました。

記念品としての村山大島紬の印鑑ケース、これもすごくいいと思います。大きくなって子供たちが大島紬の着物を作りたいんだけど費用はどのくらいだろうと話しているのを聞きました。武蔵村山市が誇る文化、伝統を大事にできるということでよかったという感想を持ちました。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第4、議案第1号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出をする必要があり、令和元年12月26日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第1号、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について御説明申し上げます。

今回の申出につきましては、令和元年条例第10号の武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の附則で施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日としておりましたことに伴い、その施行期日を定める規則を制定するための申出をする必要がございましたが、会議を開催するいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の資料を2枚おめくりください。

申出の別紙、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を御覧ください。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和2年1月25日とし、附則は施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第1号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございました。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第2号 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第5、議案第2号 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第2号 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第2号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定する必要がある、令和元年12月26日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたしますので、よろしく御審議の

上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第2号、武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認について御説明申し上げます。

今回の申出につきましては、令和元年条例第9号の武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の附則でその施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日としておりましたことに伴い、その施行期日を定める規則を制定するための申出をする必要がありましたが、会議を開催するいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

それでは、資料を2枚おめくりいただき、申出の別紙、武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を御覧ください。

武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和2年2月1日とし、附則は施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

皆様いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 議案第3号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第6、議案第3号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立図書館協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第3号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があり、令和元年12月27日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、図書館長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

三條図書館長、お願いします。

○三條図書館長 それでは、議案第3号について御説明をいたします。

別紙を御覧ください。

武蔵村山市立図書館条例第3条の規定に基づき、図書館協議会委員10名を任命しておりますが、任期が満了いたしましたことから、新たに委員を任命するため提案するものでございます。

委員につきましては、同条例の規定により学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものでございます。

なお、任期につきましては、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年でござ

います。

説明は以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

皆様いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。ありがとうございました。

◎日程第7 議案第4号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第7、議案第4号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第4号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館さいかち分館の開館に伴い、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第4号、武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

令和2年2月1日に武蔵村山市公民館さいかち分館が開館することに伴いまして、同分館には公民館本館及び中久保分館には設置されていなかった保育室が設置されることから、他の公の施設と同様に、保育室を無料で専ら保育のために使用する場合は使用料を免除することができるよう規定の整備をする必要があることなどから、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書を2枚おめくりいただきまして、武蔵村山市公民館条例施行規則新旧対照表で説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

使用料の減免に関して規定する第6条第1項中、第5号を第6号に、第4号を第5号に、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号、保育室を無料で専ら保育のために使用する場合全額という一語を加えるものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

2 ページ以降は様式の改正となります。

第1号様式から第5号様式までございますが、各様式右下の日本工業規格の記載を日本産業規格に改めるものでございます。

加えて4ページの第3号様式、5ページの第4号様式につきましては、減免理由の欄に今回の改正にあわせて第6条第1項第6号該当の表記を追加するものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

こちらにつきましては附則となっております、施行期日を令和2年2月1日と規定をさせていただきます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして修正を加える可能性がございますが、基本的な改正の趣旨につきましては変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第4号 武蔵村山市公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。ありがとうございました。

◎日程第8 議案第5号 武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長 日程第8、議案第5号 武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第5号 武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第5号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館さいかち分館の開館に伴い、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第5号、武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

令和2年2月1日に開館する公民館さいかち分館で新たに整備を行う視聴覚機器につきましては、貸付けの対象者を同分館の利用許可を受けた者とし、加えて同分館施設内での使用に限定することとするほか、規定の整理を行う必要がありますことから、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書を2枚おめくりいただきまして、武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則新旧対照表で御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条につきましては、公民館本館に備え付けている視聴覚機器は従前のおりの貸付け対象者とし、今回新たに整備される公民館さいかち分館に整備する視聴覚機器の貸付けの対象者を公民館の使用許可を受けた者とするものでございます。

第9条につきましては、借受者のうち、公民館さいかち分館の視聴覚機器を借り受ける者の遵守事項として、第5号、第6号の規定を追加するものでございます。

2 ページをお開き、別表を御覧ください。

こちらにつきましては、さいかち分館で貸出を行う機器について追加し、従前からの公民

館本館での貸付けを行っている機器との区分を整理したものでございます。

3ページの第1号様式及び4ページの第2号様式の改正につきましては、様式右下の日本工業規格の記載を日本産業規格に改めるものでございます。

5ページを御覧ください。

附則につきましては、施行期日を定めるものでございまして、施行期日は令和2年2月1日とさせていただきます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして修正を加える可能性がございますが、基本的な改正の趣旨につきましては変更がございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 賛成の立場から申し上げますが、この規則では特に問題ないと思うのですが、第9条の第5号ですが、パーソナルコンピュータの内蔵記憶装置にデータを保存した場合は、当該データを消去すること、これが基本だと思います。ただ関連しまして、もしこのパーソナルコンピュータを廃棄するとき、一度消去したデータもかなり高度な技術だと、もう一度再生することができるので、廃棄するときはよく注意をしたほうがいいと関連して申し上げたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第5号 武蔵村山市公民館視聴覚機器貸付規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第6号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出について

○池谷教育長 日程第9、議案第6号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出について。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり申出をするため教育委員会の議決を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第6号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立さいかち地区学習等供用施設の廃止に伴い、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるよう申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第6号、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出について御説明をさせていただきます。

令和2年1月25日付で武蔵村山市立さいかち地区学習等供用施設が廃止されることに伴いまして、市長部局で所管する武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出を行う必要が生じたことから、本案を提出させていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、議案書を3枚おめくりいただき、武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則新旧対照表を御覧ください。

1ページを御覧ください。

第2条第1項及び同条第2項の規定で、さいかち地区会館の記載がある部分を削除するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページの第1号様式につきましては、さいかち地区会館の記載を削除するとともに、様式右下部分の日本工業規格の表示を日本産業規格に改めるものでございます。

なお、様式右下部分の日本工業規格から日本産業規格への改正につきましては、3ページの第2号様式から11ページの第8号様式までの全ての様式で同様の改正を行うこととしております。

続きまして、4ページを御覧ください。

第2号様式の2につきましても、中段の学供施設の内容の欄のさいかち地区会館の記載を削除するものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

第3号様式の2及び第3号様式の3につきましては、減免理由の欄の記載を同規則第11条の規定に合わせた記載とするため改正をさせていただくものでございます。

ページが少し飛びますが、12ページを御覧ください。

こちらにつきましては、附則で施行期日を令和2年1月25日とするものでございます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして修正を加える可能性がございますが、基本的な改正の趣旨につきましては変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、議案第6号の説明といたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 議案第7号 令和2年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

○池谷教育長 日程第10、議案第7号 令和2年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第7号 令和2年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について。

令和2年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和2年1月17日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第7号の提案理由を説明させていただきます。

令和2年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第7号、令和2年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について御説明いたします。

令和2年度武蔵村山市教育委員会の教育方針に基づく主要施策・主要事業につきましては、令和元年12月20日に開催されました令和元年第12回教育委員会定例会におきまして、協議事項として委員の皆様から御説明申し上げたところでございます。そのため、本日は詳細な説明は省略させていただきますが、委員の皆様からいただいた御意見及び前回からの変更点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、委員の皆様からいただいた御意見でございますが、第12回定例会の会議の中では、子供たちのための各施策を明文化することは意義があり、また大切なことであるという御意見、地域未来塾の今後の活動に期待するという御意見、老朽化した市立学校給食センターにかわる施設の整備等について、1日も早く実現できるようにお願いしたいという御意見、横田基地内の小・中学校との交流について、全ての学校において偏りがないように実施していくことを希望するという御意見及び横田基地内の小・中学校との交流事業について、重点項目に追記できないかという御意見をいただきました。

なお、第12回定例会後に御意見、お気づきの点があった場合は、令和2年1月6日月曜日までに教育総務課に御連絡をお願いしたところでございますが、定例会後は委員の皆様から特段の御指摘はございませんでした。

次に、前回からの変更点についてでございますが、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、1点変更をさせていただきました。議案の最後のページにお示ししております重点項目の前段の学校教育の国際理解教育の推進の項におきまして、横田基地内の小・中学校との交流についてを追記いたしました。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

いかがでしょうか、委員の皆様。

大野委員、お願いします。

○大野委員 私からは意見ということで、考えを述べさせていただきたいと思います。

改めましてこの基本方針を読ませていただきまして、それぞれの方針、今の時代に必要なものがしっかりと規定されているなど理解したところでございます。そしてその方針のもとに行われる方策というものも、非常に多岐にわたっておりまして、いろんな角度から対策を講じることの必要性も認識したところでございます。

このようなことから、お示しいただきました主要施策・主要事業につきましても、どれか一つの事柄を解決すればよいというものではなく、重点項目としてメリハリをつける一方で、一つ一つの事項を着実に前進させ、少しでも目標に近づける努力が求められているのかなと思ったところでございます。基本方針が示すものには、これで十分という到達点はないと思いますし、実際に教育行政を進めるということは、課題を一つ一つ解決していくこと、日々あるべき理想に近づけていく行為なんだと今更ではございますけれども、思った次第でございます。決して終わることのない取組が求められているわけでございますけれども、学校現場を含めまして、今までの各種取組に対しまして心より敬意を表するとともに、改めまして今後とも不断の努力をお願いしたい、そのように思ったところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池谷教育長 どうもありがとうございました。

その他委員の皆様いかがでしょうか。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 では、2点。

私も意見ということで、文面は非常によくまとまっているし、広い視野でできていると思います。

3ページのところの全国学力・学習状況調査が行われて、またそれに対して学力の向上を図るために様々な取組がなされているわけですが、一番大事なのは、適切な助言に対して本人がどのように課題を発見して自分でどのように解決していくかということがすごく大事だと思うのです。学力に対しても、子供がやはり課題を発見することが大事だと思うのですが、そういう点でいえば、1ページとも絡めて、自ら課題を見つけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断していくということからも、やはり学力調査の結果や自分の学力について、子供が自分でどのように思うか、どんなところに力を付けたいのか、そういうような課題の発見

を大事にしながら取り組んでいただければ、子供たちにとってもいいのじゃないかなというように思います。やっていらっしゃると思いますが、ぜひさらなるお力添えをお願いしたいと思います。

2点目は、13ページの(8)なのですが、学校をはじめとする教育施設は、市民の共有財産であるという観点から、学校施設の開放や施設の一層の効率的な管理運営を図るということ、大変趣旨はいいのですが、学校というのは、学校教育の充実が一番の目的だと思います。安全面やいろんなことで経営者の各校長先生も御苦勞なさっていると思います。具体的には休業中の活用のことなのかなとも思いますが、14ページのほうの(2)に学校教育に支障のない範囲でという文言があるのでちょっと安心したんですが、ぜひそういう趣旨を踏まえて開放をお願いしたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 令和2年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 協議事項

○池谷教育長 日程第 11、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは事務局から、令和元年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞（案）について、御協議をお願い申し上げます。

○池谷教育長 それでは、協議事項、令和元年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞（案）についての説明を求めます。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、令和元年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、委員の皆様へ御協議を賜りたく、まずは御説明を申し上げます。

令和 2 年 3 月 24 日火曜日に市立小学校、同 3 月 19 日木曜日に市立中学校の卒業証書授与式が挙行されます。つきましては、同卒業証書授与式の教育委員会告辞について、別紙のとおり提案させていただきます。

まずは、小学校の告辞でございます。小学校の告辞につきましては、バスケットボールの八村塁選手の活躍を引用いたしました。自分が挑戦したいものを見つけ、それに向かって努力し続ける気持ちを大切にしてほしい。そしてその挑戦の中で悩んだときは、1 人で悩むことなく助けを求め、また悩んでいる人には進んで声をかけ、お互いに助け合える人に成長してほしいという願いを込めてございます。

次に、中学校の告辞でございます。中学校の告辞につきましては、アフガニスタン等で御活躍された中村哲医師の功績等を引用いたしました。今後、自分自身の前に壁が立ちただかっても、今できることを考え行動すること、それを積み重ね、壁を乗り越え活躍してほしいとの願いを込めてございます。

よろしく御協議を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより協議事項に対しての御意見、質疑等をお受けいたします。

皆様いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 小学校と中学校の告辞、それぞれ卒業生や列席される方々に向けた言葉として大変よく練られているという感じを受けました。中でも、小学生のほうではバスケットボールの八村選手、それから中学校のほうではアフガニスタンで亡くなられた中村医師を引き合いに、その生き方を通して教育委員会として卒業生へ伝えたい言葉が明確に表現されているなというそういう印象を持ったところでございます。

また、八村選手にしても中村医師にしても、報道における扱われ方等を見まして、それぞれの年代の子供たちにすんなりと受け入れられるそういう方だなと思っております。そのようなことから、この告辞であれば教育委員会として卒業生に伝えたい言葉がしっかりと伝わるのではないかなとそのような感想を持ちました。ありがとうございます。

○池谷教育長 どうもありがとうございます。

その他いかがでしょうか、委員の皆様。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第12 その他

○池谷教育長 日程第12、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があれば、お受けいたします。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があれば、お受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からは特にございません。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時30分閉会